

◆ 「様式4」「様式4-2」の記入について

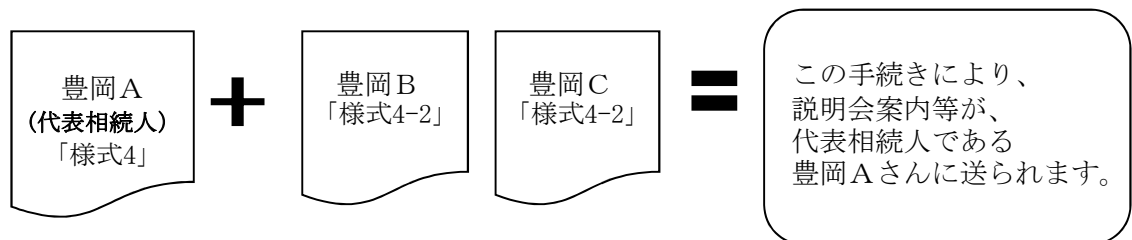
- 相続人同士で相談の上、地籍調査に関する代表人を決めてください。
- 代表人に決まった方は、「様式4」を記入してください。
- それ以外の相続人の方は、「様式4-2」を記入してください。
- 代表人は「様式4」と「様式4-2」を添えて提出してください。

「様式4」とは、「代表相続人選任通知書」のことを言います。

「様式4-2」とは、「代表相続人選任承諾書」のことを言います。

<参考例>

- 登記名義人：豊岡太郎さんがお亡くなりの場合。
相続人は、豊岡Aさん・Bさん・Cさんの3人。
3人で相談した結果、Aさんを代表人に決定。
Aさんは「様式4」を記入。
他の2人は「様式4-2」を記入してAさんに。
Aさんは「様式4」と「様式4-2」の3枚を併せて提出。



- 既に遺産分割協議書などが存在し、該当土地の相続人が明確な場合は、その書類の写しを提出してください。この場合、上記様式は必要ありません。また、登記名義変更済みの場合はご連絡ください。

※ この書類は地籍調査事業を円滑に進めるためのもので「相続登記」「固定資産税」等の手続きとは何ら関係がありません。

(提出される時は同封の返信用封筒をご使用ください。切手は不要です。)

<参考> 1度に全ての書類を提出できない場合

「様式4」をまず提出。これで窓口となる「代表者」と連絡が取れます。
「様式4-2」は書類がそろい次第、忘れずに提出してください。



